

小平市議会定例会 一般質問通告書

1 一括質問一括答弁方式

② 一問一答方式

質問件名 再度、生活の基本である住まいを保障する

質問要旨 (初めに質問全体の趣旨、次に具体的な内容を項目別に記入してください)

6月定例会の一般質問で取り上げた住宅セーフティネットについて、再度質問します。

2007年7月に公布・施行された「住宅セーフティネット法（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律）」が一部改正され、10月に施行される見込みとなりました。高齢者や障がい者、ひとり親世帯、DV被害者、被生活保護者などの住宅困窮者全般に対して、住宅の供給を促進するものです。国土交通省では、「住宅セーフティネット制度活用ハンドブック」をまとめ、活用促進につなげるとしており、単身高齢者や障がい者などの入居を拒まない賃貸住宅や共同居住型住宅（シェアハウス）を登録住宅とし、改修や入居への経済的支援、居住支援活動への支援がすすめられます。市が、7月に空き家対策強化の一環として、地域の専門団体8者と包括協定を結び、無料相談窓口を設置したことを評価します。今後、福祉の相談窓口との連携をどのように具体化するか、安心して暮らせる住まいを誰もが手に入れられることが実現するよう、以下の質問をします

1. 単身高齢者、障がい者、ひとり親、生活保護受給者の世帯数をそれぞれ直近3か年で示してください。そのうち住宅確保要配慮者として把握している世帯数はどのくらいありますか。
2. 現在、市内にある無料低額宿泊所は何か所で利用者は何人ですか。ホームレス自立支援法によりホームレスの人数は減ってきていますが、ホームレスの高齢化や無料低額宿泊所入居の長期化が問題になっています。市としての取組みと見解を伺います。
3. 生活困窮者自立支援事業の任意事業である一時生活支援事業については、借り上げシェルターの活用や、空き家活用でケア付き住宅型の支援などその後の自立生活へ向けた取組が可能と考えるが、見解を伺います。
4. 改正法にもある居住支援協議会の設置に向けた検討の方向性を示してください。

上記のとおり、小平市議会会議規則題57条第2項により通告します。

2017年（平成29年）8月28日 小平市議会議員長殿 小平市議会議員 氏名 平野ひろみ

受付番号【 17 】 - (1/2)

整理番号（通しNo.）……（ ）